

佐世地区地域自主組織 佐世地区振興協議会会則

(名称)

第1条 本会は、佐世地区地域自主組織 佐世地区振興協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、雲南市大東町上佐世1, 385番地3に置く。

(組織)

第3条 本会は、佐世地区の住民、各種団体及び各種機関等を以って組織する。

(目的)

第4条 本会は、佐世地区の地域振興、生涯学習の充実、地域福祉の増進及び体育の振興等について討議し、相携えて地区の振興と発展、多様な生涯学習機会の提供、教育文化の向上及び心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的遂行のため、諸問題解決の調査、研究及び要望等を行い地域の発展やコミュニティー活動の活性化と住民自治の強化を図り事業の推進を図る。

(部の設置)

第6条 本会の業務を分掌するため、次に掲げる部を置く。

- ・総務部
- ・地域振興部
- ・生涯学習部
- ・福祉部
- ・体育部

(所掌業務)

第7条 部の所掌業務は次のとおりとする。

総務部

- (1)佐世地区振興協議会の管理運営に関する事。
- (2)地域安全、防災、消防、防犯及び交通安全に関する事。
- (3)総会及び理事会等諸会議に関する事。
- (4)関係機関との連絡調整及び情報公開に関する事。
- (5)自治会関係及び各種陳情要望に関する事。
- (6)大東町消防後援会佐世支部の運営に関する事。
- (7)佐世交流センター指定管理、施設利用料に関する事。
- (8)その他いずれの部にも該当しない事項に関する事。

地域振興部

- (1)生活基盤の整備、地域活性化及び子育て等定住化促進に関する事。
- (2)地域内産業、商工業の振興及び観光振興に関する事。
- (3)景観保全及び環境保全等に関する事。
- (4)地域づくり及び佐世地区のイベント等に関する事。
- (5)コミュニティー活動の企画、立案、推進等に関する事。
- (6)青年活動、女性活動及び壮年活動の推進に関する事。

生涯学習部

- (1)生涯学習活動及び社会教育、社会体育、文化活動に関すること。
- (2)男女共同参画、人権・同和教育の推進及び活動に関すること。
- (3)地域ボランティア活動等に関すること。
- (4)伝統文化継承及びその他の教育文化活動等に関すること。
- (5)青少年の健全育成に関すること。

福祉部

- (1)児童福祉、障がい者福祉及び高齢者福祉の増進に関すること。
- (2)地域内の福祉問題の調査把握に関すること。
- (3)地域福祉活動、地域福祉意識の啓発及び広報活動に関すること。
- (4)ボランティアグループの育成に関すること。
- (5)雲南市社会福祉協議会(以下「社協」という)が委嘱する事業の企画・立案及び調整に関すること
- (6)社協が雲南市から受託した事業の推進に関すること

体育部

- (1)地区体育協会の事業を以って体育部の事業とする。
- (2)地区民の体力維持及び健康増進に関すること。
- (3)地区民体育大会及び各種スポーツ競技大会等に関すること。
- (4)その他保健体育及びスポーツに関すること。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1)会長 1 名、副会長若干名、理事若干名及び監事 2 名を置くものとする。
- (2)総務部、地域振興部、生涯学習部、福祉部及び体育部の各部に部長 1 名、副部長若干名及び会計 1 名を置くものとする。なお、体育部は地区体育協会会長、体育部副部長は地区体育協会副会長をもって充てる。

(顧問及び相談役)

第9条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- (1)顧問及び相談役は理事会に諮り、会長が委嘱する。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1)会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3)理事は事業を企画、立案運営し、事業の活動推進及び会務の処理等にあたる。
- (4)監事は会計監査にあたる。
- (5)各部長は部を代表し、部の業務を統括する。
- (6)各部の副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはこれを代理する。
- (7)各部の事務局は会計事務も担当する。
- (8)各部の監事は部内の会計監査にあたる。

(役員任期)

第11条 役員任期は2カ年とする。但し再任は妨げない。なお、補欠により選出された場合は、前任者の残任期間とする。

(職員の雇用)

第 12 条 事業の活動推進及び会務の処理等にあたるため、職員を本会が直接雇用する。雇用に関する取り扱いは別に定める。

(会議)

第 13 条 本会の会議は総会、理事会、部長会及び各部が設置する運営委員会とし、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 総会は会長が毎年度 1 回以上招集し、会則の改廃、事業計画、予算、事業報告、決算、役員を選出及びその他必要事項を審議決定する。
- (2) 理事会は会長が必要に応じて招集し、必要事項を審議決定する。
- (3) 部長会は会長が招集し、必要事項を審議決定する。
- (4) 運営委員会は各部長が必要に応じて招集し、各部の運営に関する必要事項を審議決定する。

(議長)

第 14 条 総会、理事会、部長会の議長は会長が務める。会長に事故あるときはいずれかの副会長が務める。

(構成)

第 15 条 総会、理事会、部長会は次に掲げる者を以って構成する。

- (1) 総会は理事及び各種団体の代表、自治会長を以って構成する。
- (2) 理事会は会長、副会長、理事を以って構成する。
- (3) 部長会は会長、副会長、各部長、事務局長を以って構成する。

(各種団体)

第 16 条 各種団体とは会則第 4 条に定める目的に貢献する地域内の住民で組織する団体で理事会の承認を得た団体とする。

2 各種団体のうち事務局業務を本会が受託する場合は、理事会の承認を必要とするものとし、その場合、手数料を徴収することができる。

(会計)

第 17 条 本会の経費は会費、交付金、補助金、寄附金及びその他の収入を以って充てる。

2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

3 本会の会計は、全体会計、総務部会計、施設管理会計、地域振興部会計、生涯学習部会計、福祉部会計、体育部会計及び特別会計とする。

(公民館総合補償保険)

第 18 条 本会は交流センターの利用者、本会が実施する行事への参加者並びに本会職員のための公民館総合補償保険に加入しなければならない。

(事務局)

第 19 条 本会の事務局は、総務部に置くものとする。

附 則

1. この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 11 条の定めに係わらず平成 25 年度の役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
3. この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。